【答申の概要】(諮問第261号)特定地域の用水路に対する対応及び工事に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	特定地域の用水路に対する対応及び工事に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
大伙与在八大事	審査請求人が修繕依頼した農業用送水管の管理主体であった特定の土地改良区(「A土
本件対象公文書	地改良区」という。) の対応記録
非開示理由	_
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	令和6年6月3日
ナなシム	A土地改良区以外の対応記録は保有していないとする実施機関の文書特定は妥当であ
主な論点	るか。

審査会の結論

静岡県知事(以下「実施機関」という。)が、別記1に掲げる文書(以下「本件請求公文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、別記2-1④以外の対応記録を保有していないとしたことは、結論において妥当である。

審査会の判断

- (1) 別記2-1の特定と審査請求に至る経緯について 実施機関によれば、別記2-1の特定と審査請求に至る経緯は以下のとおりである。
 - ア 本件開示請求の受付後、実施機関は、別記1-1に係る本件請求公文書を保有していなかったため、A土地改良区及びC土地改良区へ当該文書の提供を依頼した。
 - イ 土地改良区とは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条に基づき、知事の認可を受けて設立される法人であり、管理区域内の土地改良施設の維持管理等を担い、地域の農業農村整備事業を推進する組織で、実施機関とは別の組織である。
 - ウ C土地改良区からは対象文書を保有していない旨の回答があったが、A土地改良区からは別 2-1 のとおり文書の提供があった。
 - エ 上記 2(2)の開示決定等期間延長決定の際、実施機関から審査請求人に対し、審査請求人と B 水利組合との応答記録を保有している旨のメモを渡した。
 - オ 水利組合とは、地域住民による任意団体であり、土地改良区から依頼を受けて水路等の日常 管理を行う団体で、実施機関とは別の組織である。
 - カ 決定に際して、実施機関において改めてA土地改良区から提供された文書の内容を確認した ところ、当該文書中には、審査請求人とB水利組合との応答記録は含まれておらず、審査請求 人とC土地改良区との応答記録も見当たらなかった。そのため、上記エのB水利組合と記載し て渡したメモは誤りであったが、審査請求人へはその旨を伝えていない。
 - キ 以上の結果をもって、上記2(3)のとおり決定し、審査請求人へ通知した。
 - ク 審査請求人から実施機関に対して審査請求したい旨の意思表示があり、審査請求書の様式を 求められたが、様式は任意である旨を伝えるのみで、行政不服審査法第19条第2項に定める 記載事項等の詳細な手続の案内はしなかった。
 - ケ 上記 4(1)のとおり、審査請求人が求めている文書は審査請求人と C 土地改良区との応答記

録であることを確認したため、その旨を記録し、審査請求書へ添付した。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求は、本件請求公文書の開示を求めるものであるところ、実施機関は、本件対象公文書を特定した上で、その一部を開示する本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書の記述並びに実施機関の説明によれば、「審査請求人とA土地改良区以外との応答記録」の開示を求めていると解されるところ、実施機関は上記4(1)のとおり、当該文書は実施機関に存在しない旨主張している。

審査請求の趣旨は、本件対象公文書のうち、別記2-1④の「対応記録」に関する文書特定に係るものであると解されるため、以下、別記2-1④に係る特定の妥当性について検討する。

(3) 「応答記録」について

実施機関によれば、審査請求人が求める「応答記録」とは、令和5年7月に、審査請求人が耕作を行う田畑の周辺で発生した農業用送水管の不具合による漏水について、審査請求人がA土地改良区及びC土地改良区に行った修繕依頼(以下「本件修繕依頼」という。)に係る対応記録である。

実施機関によると、本件修繕依頼については、審査請求人が当初C土地改良区に対応依頼を行ったが、当該送水管を所有しているのはA土地改良区であったことから、所有者であるA土地改良区と当該送水管の日常管理を行うB水利組合で協議して修繕対応をしたとのことである。

(4) 文書特定の妥当性について

- ア 実施機関は弁明書及び意見書において、審査請求人とC土地改良区との応答記録は保有していないとしている。当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件修繕依頼に対応し修繕に係る工事を行ったのは上記(1)イ及び才に記載した実施機関とは別の組織であり、実施機関は本件修繕依頼や修繕に係る工事に関与していないため、本件開示請求時点で当該工事に係る一切の文書を保有していなかったということである。
- イ そのため、上記(1)の経緯のとおり本件開示請求後に取得した別記2-1④の文書を本件対象公文書として特定し、開示したとのことである。
- ウ 本来条例が定める公文書開示請求制度は、本件開示請求時点で実施機関が保有する公文書を 開示の対象文書とするものであるから、本件開示請求後に実施機関が取得した文書は、条例第 2条第2項に規定する公文書には該当しないため、開示の対象外となるものである。
- エ 上記りのとおり、本来、別記 2 1 ④は開示の対象外であるため、文書特定の対象外である。 しかし、上記(1)の経緯を前提に、行われた文書特定の妥当性を検討したところ、上記ア、イの 実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、別記 2 - 1 ④以外の対応記録を保有してい ないとしたことは妥当と認められる。また、他に該当する文書を保有していることをうかがわ せる事情も認められない。
- オ 以上により、本来開示請求時点で保有していない公文書については特定の対象外とすべき ところ、実施機関において別記2-1④以外に本件請求公文書に該当する文書を保有してい るとは認められないことから、実施機関が別記2-1④を特定し、別記2-1④以外の対応 記録を保有していないとしたことは、結論において妥当である。

よって、審査会の結論のとおり判断する。

別記1 本件請求公文書

_	
No.	内 容
1	令和5年度7月に審査請求人が用水が出ないので対応を願い出ました。この件の一連の処置 について
2	令和5年度特定地域用水支線地区用水路1工事に関するお知らせの全ての関連書類

別記2 本件対象公文書

No.	内 容
1	①A土地改良区による建設工事請書(漏水修繕工事)の写し
	②工事施工箇所の位置図 ③漏水修繕工事の写真 ④A土地改良区の対応記録
2	①実施機関が発注した特定区間農業用水管更新工事のお知らせ及び位置図
	②特定区間用水路計画平面図
	③用水路補修工事による農業用水断水のお知らせ及び断水予定表
	④特定地区水利組合による賦課金通知書送付のお知らせ

※ A土地改良区とは、審査請求人が修繕依頼した農業用送水管の管理主体であった特定の土地改良区のことである。